

審決

不服 2013-15756

東京都北区岸町1丁目6番19号
請求人 三立機器株式会社

東京都港区西新橋3丁目7番1号 ランディック第2新橋ビル1階 井澤国際特許事務所
代理人弁理士 井澤 洵

特願2010-229730号「真空吸引式掃除機用パックフィルター」
拒絶査定不服審判事件〔平成24年4月26日出願公開、特開
2012-81060号〕について、次のとおり審決する。

結 論
本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

1. 手続の経緯

本願は、平成22年10月12日の出願であって、平成25年4月25日付けで拒絶査定がなされ、これに対して、平成25年8月14日に拒絶査定不服審判の請求がなされるとともに、同日に手続補正がなされた。

その後、当審において平成26年5月21日付けで拒絶理由が通知され、これに対して、平成26年7月28日に意見書が提出されるとともに、同日に手続補正がなされたものである。

2. 本願発明

本願の特許請求の範囲の請求項1及び2に係る発明は、平成26年7月28日の手続補正により補正された特許請求の範囲の記載からみて、その特許請求の範囲の請求項1及び2に記載されたとおりのものであると認められるところ、請求項1に係る発明（以下「本願発明」という。）は、以下のとおりである。

「【請求項1】

真空吸引式掃除機に使用するパックフィルターであって、
表面積を大、中、小と異にする少なくとも3個の袋状のフィルター要素A、B、Cを備え、上記フィルター要素A、B、Cを重ねて少なくとも3段階のフィルターを構成するとともに、表面積の最も大きいフィルター要素Cと中間のフィルター要素B及び表面積の最も小さいフィルター要素Aの袋口を合わせて吸引口とし、

上記パックフィルターを重ねた、少なくとも、表面積の最も小さいフィルター要素Aと中間のフィルター要素Bとの間には内側空間、中間のフィルター要素Bと表面積の最も大きいフィルター要素Cとの間には外側空間、表面積の最も大きいフィルター要素Cの外側には外部空間を形成するものとし、

上記内側空間、外側空間、外部空間において少なくとも3段階の圧力降下を生じるようにフィルター要素Aの表面積を S_A 、フィルター要素Bの表面積を S_B 、フィルター要素Cの表面積を S_C とすると、

$S_A < S_B < S_C$ 、各フィルターA、B、Cにおける濾過速度を V_1 、

V 2、V 3とすると、 $V 1 > V 2 > V 3$ としたことを特徴とする真空吸引式掃除機用パックフィルター。」

3. 引用文献

これに対して、当審において通知した拒絶理由に引用された本願出願前に頒布された刊行物である特開2010-82136号公報（以下「引用文献」という。）には、以下の事項が記載されている。

（１）「【0001】

本発明は、掃除機本体と、掃除機本体に着脱自在に收容された集塵袋とを備えた電気掃除機に関する。」

（２）「【0007】

本発明は、電気掃除機の集塵性能の低下を抑制できるとともに、メンテナンス性を向上できる電気掃除機用の集塵袋、および電気掃除機を提供することを目的とする。」

（３）「【0021】

電気掃除機1を運転すると、電動送風機13が作動して、掃除機本体2の内に負圧が作用する。この負圧は接続口2aから集塵ホース3と手元操作管4と延長管7とを経て吸込口体8に作用する。そうすると、電気掃除機1は吸込口体8から空気とともに床などの被掃除面に溜まった塵埃を吸い込んで被掃除面を掃除する。吸込口体8に吸い込まれた含塵空気は、掃除機本体2に收容された集塵袋11によって空気と塵埃とに分離される。分離された塵埃は集塵袋11に捕集される。他方、分離された空気は、電動送風機13に吸い込まれて、掃除機本体2の本体排気口から吐出される。」

（４）「【0025】

掃除機本体2の後部には、電動送風機13が收容される。掃除機本体2の前部には、集塵袋11が收容された集塵室10が形成される。電動送風機13が收容された空間と、集塵室10との間は、第二フィルタ装置22が支持された仕切板23によって区画される。」

（５）「【0031】

図3は、本発明に係る集塵袋を概略的に示した断面図である。

【0032】

図3に示すように、集塵袋11は、例えば使い捨てのもので、いわゆる紙パックである。集塵袋11は、掃除機本体2への被取付部としての口枠部27と、口枠部27に一体的に設けられた袋体部28とを備える。

【0033】

口枠部27は、集塵袋11を掃除機本体2の集塵室10に取り付ける際に、集塵室10に設けられたクランプ31に嵌着固定される。口枠部27は、例えばボール紙などの厚紙を用いて方形状に形成される。口枠部27の略中央部には、丸孔状の開口27aが穿設される。

【0034】

袋体部28は、袋状に形成された通気性素材を複数重ねて構成される。具体的には、袋体部28は、最も外側に配置された最外袋体38と、最外袋体38の内側に配置された内袋体39とから構成される。最外袋体38と内袋体39との間は離間されて、適宜の隙間Sを有する。」

（６）「【0038】

図4は、本発明に係る集塵袋の他の例を概略的に示した断面図である。

【0039】

図4に示すように、集塵袋11Aの袋体部28Aは、袋状に形成された通気性素材を複数重ねて構成される。具体的には、袋体部28Aは、最も外側に配置された最外袋体38と、最外袋体38の内側に配置された第一内袋体

40と、第一内袋体40の内側に配置された第二内袋体41とから構成される。最外袋体38と第一内袋体40との間、および第一内袋体40と第二内袋体41との間は、それぞれ離間されて、適宜の隙間S1、S2を有する。なお、袋体部28Aは、袋状の通気性素材を複数、例えば4重以上に重ねて形成しても良い。」

(7) また、【0033】～【0034】の記載を参酌すると、【図4】、【図8】には、最も外側に配置された最外袋体38、最外袋体38の内側に配置された第一内袋体40及び第一内袋体40の内側に配置された第二内袋体41の袋口は合わされて、開口27aが穿設された口枠部27に一体的に設けられていることが示されている。

よって、引用文献には、

「電動送風機13の作動によって被掃除面に溜まった塵埃を吸い込んで被掃除面を掃除する電気掃除機に着脱自在に收容される集塵袋11Aであって、集塵袋11Aは掃除機本体2の集塵室10に收容されており、集塵袋11Aの袋体部28Aは、最も外側に配置された最外袋体38と、最外袋体38の内側に配置された第一内袋体40と、第一内袋体40の内側に配置された第二内袋体41とから構成され、最も外側に配置された最外袋体38、最外袋体38の内側に配置された第一内袋体40及び第一内袋体40の内側に配置された第二内袋体41の袋口は合わされて、開口27aが穿設された口枠部27に一体的に設けられ、最外袋体38と第一内袋体40との間、および第一内袋体40と第二内袋体41との間は、それぞれ離間されて、適宜の隙間S1、S2を有している、集塵袋11A。」の発明（以下「引用発明」という。）が記載されていると認められる。

4. 対比、判断

本願発明と引用発明を対比する。

(1) 引用発明の「電動送風機13の作動によって被掃除面に溜まった塵埃を吸い込んで被掃除面を掃除する電気掃除機」、「集塵袋11A」、「第二内袋体41」、「第一内袋体40」、「最外袋体38」、「開口27a」は、その機能と構造からみて、本願発明の「真空吸引式掃除機」、「パックフィルター」、「フィルター要素A」、「フィルター要素B」、「フィルター要素C」、「吸引口」に、それぞれ相当する。

(2) 引用発明の「電動送風機13の作動によって被掃除面に溜まった塵埃を吸い込んで被掃除面を掃除する電気掃除機に着脱自在に收容される集塵袋11A」は、その機能と構造からみて、本願発明の「真空吸引式掃除機に使用するパックフィルター」に相当する。

(3) 引用発明の「集塵袋11Aの袋体部28Aは、最も外側に配置された最外袋体38と、最外袋体38の内側に配置された第一内袋体40と、第一内袋体40の内側に配置された第二内袋体41とから構成され」ていることは、その機能と構造からみて、本願発明の「パックフィルター」が、「少なくとも3個の袋状のフィルター要素A、B、Cを備え、上記フィルター要素A、B、Cを重ねて少なくとも3段階のフィルターを構成する」ことに相当する。

(4) 引用発明の「最も外側に配置された最外袋体38、最外袋体38の内側に配置された第一内袋体40及び第一内袋体40の内側に配置された第二内袋体41の袋口は合わされて、開口27aが穿設された口枠部27に一体的に設けられ」ていることは、その構造からみて、本願発明の「フィルター要素C」と「フィルター要素B」及び「フィルター要素Aの袋口を合わせて吸引口とし」ていることに相当する。

(5) 引用発明の「最外袋体38と第一内袋体40との間」の「適宜の隙間

S 1」、「第一内袋体 4 0 と第二内袋体 4 1 との間」の「適宜の隙間 S 2」は、その構造からみて、本願発明の「フィルター要素 B とフィルター要素 C との間」の「外側空間」、「フィルター要素 A とフィルター要素 B との間」の「内側空間」に相当し、また、引用発明の「集塵袋 1 1 A」を収容する「掃除機本体 2 の集塵室 1 0」は、本願発明の「フィルター要素 C の外側」の「外部空間」に相当する。

ここで、引用発明の集塵袋 1 1 A の袋体部 2 8 A は、最外袋体 3 8 と第一内袋体 4 0 との間、および第一内袋体 4 0 と第二内袋体 4 1 との間が、それぞれ離間されて、適宜の隙間 S 1、S 2 を有していることから、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 の大きさには大小関係が生じており、一般にその大小関係がこれらの袋体 3 8、4 0、4 1 の表面積の大小関係と一致することは技術常識である。よって、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 の表面積の大小関係が、「最も外側に配置された最外袋体 3 8 の表面積 > 最外袋体 3 8 の内側に配置された第一内袋体 4 0 の表面積 > 第一内袋体 4 0 の内側に配置された第二内袋体 4 1 の表面積」となっていることは、引用文献に記載されているに等しい事項である。

そして、引用発明の集塵袋 1 1 A は集塵室に収容され、電動送風機 1 3 によって吸引される構造である以上、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 を通過する吸引風量は同じであるから、本願明細書の段落【0019】にも示されているとおり、集塵袋の各袋体の表面積が大きいほどその濾過速度は低下していくものであることは当業者にとって自明の事項である。さらに、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 の表面積の大小関係や袋体を通過するときには少なからず通風抵抗が存在することを考慮すれば、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 を通過するごとに圧力降下が生じることも当業者にとって自明の事項である（例えば、実願昭 6 1-4 1 6 9 7 号（実開昭 6 2-1 5 1 8 4 7 号）のマイクロフィルム、明細書第 3 頁第 8～2 0 行、第 1 図の記載等参照）。よって、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 の濾過速度の大小関係が、「最も外側に配置された最外袋体 3 8 の濾過速度 < 最外袋体 3 8 の内側に配置された第一内袋体 4 0 の濾過速度 < 第一内袋体 4 0 の内側に配置された第二内袋体 4 1 の濾過速度」となっていること、これらの袋体 3 8、4 0、4 1 を通過するごとに圧力降下が生じることも、引用文献に記載されているに等しい事項である。

そうしてみると、引用発明の「集塵袋 1 1 A」は、「最も外側に配置された最外袋体 3 8 の表面積 > 最外袋体 3 8 の内側に配置された第一内袋体 4 0 の表面積 > 第一内袋体 4 0 の内側に配置された第二内袋体 4 1 の表面積」、「最も外側に配置された最外袋体 3 8 の濾過速度 < 最外袋体 3 8 の内側に配置された第一内袋体 4 0 の濾過速度 < 第一内袋体 4 0 の内側に配置された第二内袋体 4 1 の濾過速度」及び「これらの袋体 3 8、4 0、4 1 を通過するごとに圧力降下が生じる」という構成をさらに有しており、引用発明の当該構成が、本願発明の「上記内側空間、外側空間、外部空間において少なくとも 3 段階の圧力降下を生じるようにフィルター要素 A の表面積を S A、フィルター要素 B の表面積を S B、フィルター要素 C の表面積を S C とするとき、 $S A < S B < S C$ 、各フィルター A、B、C における濾過速度を $V 1$ 、 $V 2$ 、 $V 3$ とするとき、 $V 1 > V 2 > V 3$ とした」構成に相当する。

よって、引用発明は、本願発明の発明特定事項を全て備えており、両者の間に相違する点はない。

したがって、本願発明は、引用発明である。

5. むすび

以上のとおり、本願発明は、特許法第 2 9 条第 1 項第 3 号に掲げる発明に該当し、特許を受けることができないものであるから、他の請求項に係る発明について検討するまでもなく、本願は拒絶されるべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成 26 年 9 月 24 日

審判長	特許庁審判官	森林 克郎
	特許庁審判官	千壽 哲郎
	特許庁審判官	山崎 勝司

(行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示)
この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日
(附加期間がある場合は、その日数を附加します。)以内に、特許庁長官を
被告として、提起することができます。

[審決分類] P 18 . 1 1 3 - W Z (A 4 7 L)

審判長	特許庁審判官	森林 克郎	8613
	特許庁審判官	山崎 勝司	8929
	特許庁審判官	千壽 哲郎	8812